

目 次

はじめに	P 1
土佐清水市の教育の概要	P 3
基本理念の実現に向けた取組の方向性・施策の基本方針	P 7
各基本方針、横断的取組の概要	P 8
具体的な対策・取組内容・到達目標	
基本方針Ⅰ チーム学校の推進	P 14
基本方針Ⅱ 厳しい環境にある子どもへの支援や 子どもの多様性に応じた教育の充実	P 20
基本方針Ⅲ デジタル社会に向けた教育の推進	P 23
基本方針Ⅳ 地域との連携・協働	P 25
基本方針Ⅴ 就学前教育の充実	P 27
基本方針Ⅵ 生涯学び続ける環境づくりと安全・ 安心な教育基盤の確保	P 29
横断的取組 1 不登校への総合的な対応	P 32
横断的取組 2 学校における働き方改革の推進	P 34
用語について	P 36
土佐清水市教育振興基本計画推進・点検委員会設置要綱	P 37

はじめに

平成18年12月に教育基本法が改正され、第17条において次のことが記されています。

第17条（新設）政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

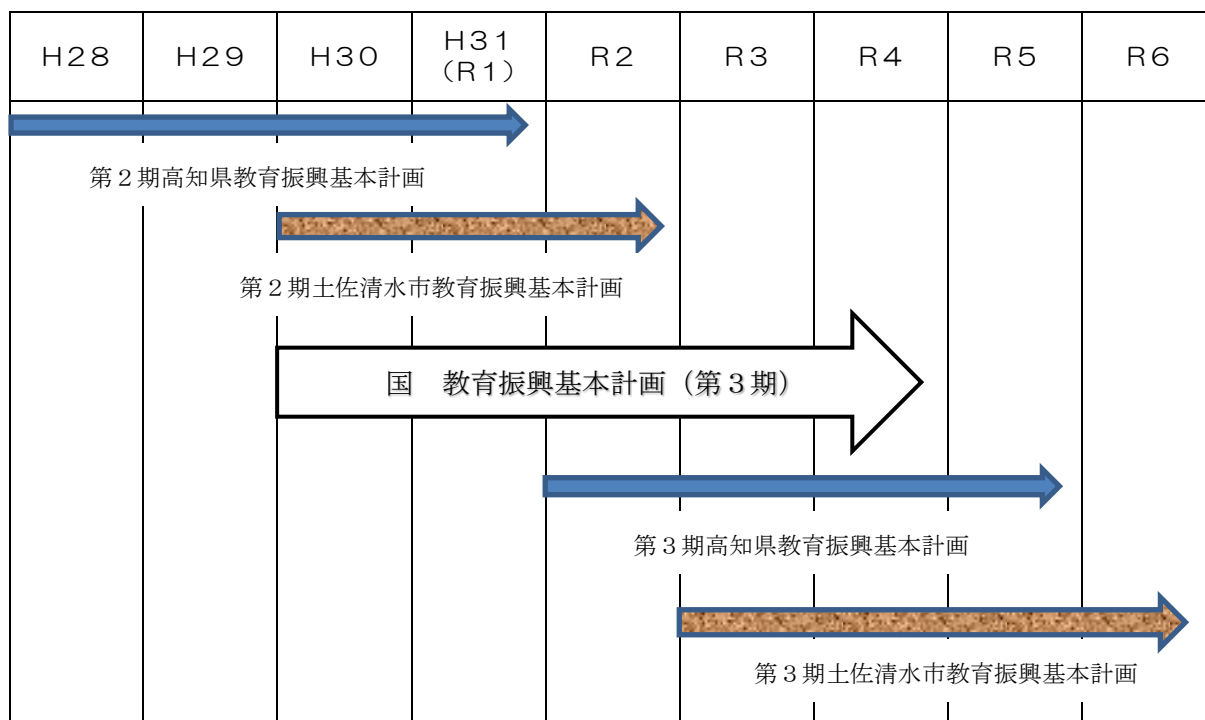
2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

本市はこの規定に基づき、平成25年に「土佐清水市教育振興基本計画Ⅰ」（以下、第Ⅰ期計画）を策定、平成30年に「土佐清水市教育振興基本計画Ⅱ」（以下、第Ⅱ期計画）を策定しました。

今回、第Ⅱ期計画における取組の成果と課題を踏まえ、「土佐清水市教育振興基本計画Ⅲ」を策定するに至りました。

土佐清水市教育委員会では、本計画に基づいて、教育の質の向上に向けて総合的かつ計画的に取組を進めてまいります。計画の進行管理に当たっては、事業評価の実施を通じて毎年度の進捗について、土佐清水市教育振興基本計画推進・点検委員会において検証を行うこととします。

計画の期間 令和3年度から令和6年度までの4年間とします。



基本理念

「ふるさとを愛し、ジョン万スピリットを持って

日本や高知の未来をきり拓く人づくり」

**“With a love for our home and the John Manjiro Spirit in our hearts,
Opening a new path for the future of Kochi and Japan.**

「学ぶ意欲にあふれ、心豊かでたくましく夢に向かって

羽ばたく子どもたち」

**“With a desire to learn, following their dreams with a rich and vibrant spirit,
The children stretch their wings toward the future.”**

〈めざす人間像〉

- ◇「しみず（家族・なかま・ふるさと）を愛し、社会に貢献できる人間」
- ◇「豊かな感性と創造力を備え、共に支え合う魅力ある人間」
- ◇「広く世界に目を向け、大きな夢や志を持って未来をきり拓く人間」

※ジョン万スピリットとは…

一、 旺盛なチャレンジ精神をもつ

(The Eagerness to Accept a Challenge)

一、 大事な場面で、自分で決断し、結果を他人のせいにはしない

(The Confidence to Make Independent Decisions in Important Situations)

一、 決してあきらめない

(The Courage to Never Give Up)

郷土の偉人ジョン万次郎の生き方を子どもたちに学んでもらおうと、土佐清水市教育委員会が小学校の学年に応じた紙芝居や絵本を作りました。



小学校低学年用 紙芝居



小学校中学年用 絵本



小学校高学年用 絵

第1章 土佐清水市の教育の現状

知の分野

徳の分野

体の分野

土佐清水市の教育の現状

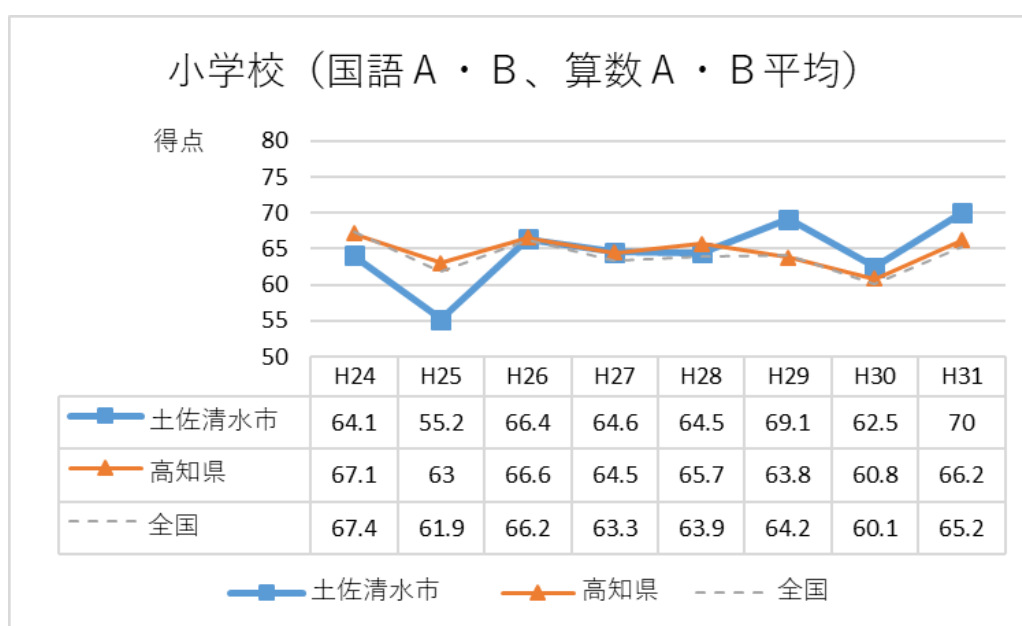
私たちを取り巻く社会や経済の状況は、ここ数年間で大きく変化してきました。土佐清水市でも影響は大きく、中でも少子高齢化はすさまじい勢いでやってきました。15歳未満の割合が全体の7.1%。10%を切っています。また、65歳以上の割合は52.2%（ともに令和2年11月推計）と半数以上を占めています。当然のことながら、児童生徒数も減少の一途をたどり、平成25年度より市内5校あった中学校は1校に。小学校も平成30年度より6校になっています。

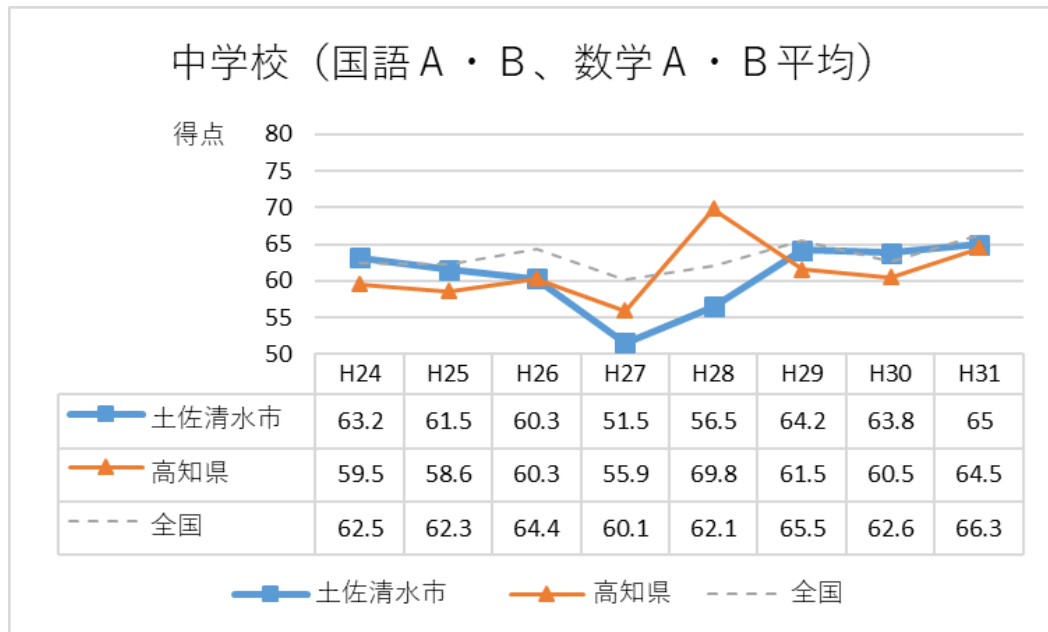
人口減少が経済規模の縮小を引き起こし、若者の地元離れにつながっています。その結果、ますます高齢化が進むという負の連鎖は、県内の中でも速い速度で進んでいます。

そこで、基本理念にもあるように、故郷に誇りをもって、たくましく夢に向かっていける子どもを育成していくべく、現状を踏まえ、マイナスをプラスに変えられるよう、4カ年を見通した学校教育の基本的な方向性を定めることとしました。

知の分野

小・中学校の学力の状況は、平成19年度から始まった全国学力・学習状況調査について見てみると、平成24年度からの結果は以下のようになっています。





本市の学力の状況は、年により多少の違いはあるものの、概ね全国平均といったところですが、他の学力調査を併せて見てみると、小学校においては理科、中学校においては英語が、高知県・全国より低い結果となっています。

学習指導要領が改定され、今後ますます生きて使える学力が重視される中、知識・技能を身につけたうえに、思考し表現していく力が求められています。全ての教科において言語活動の充実を図っていくことが大切になってきます。

徳の分野

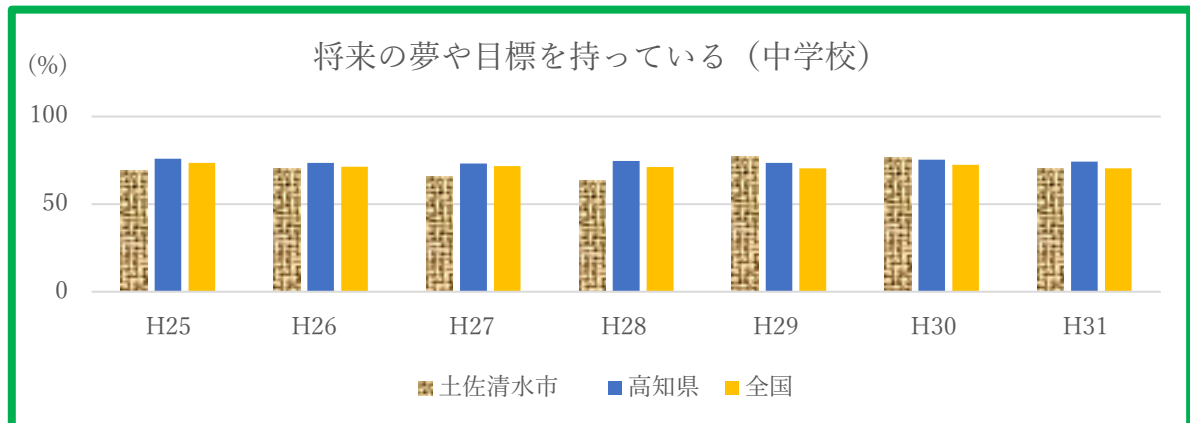
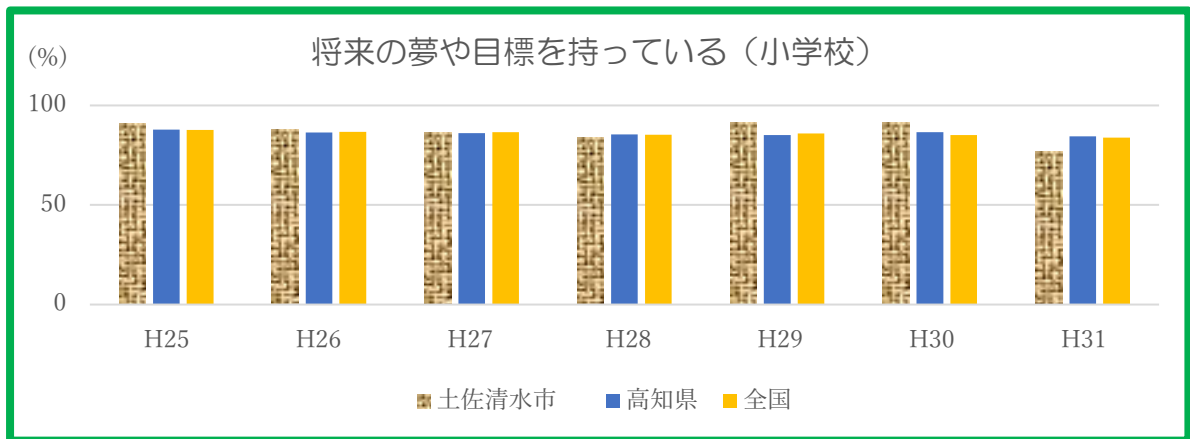
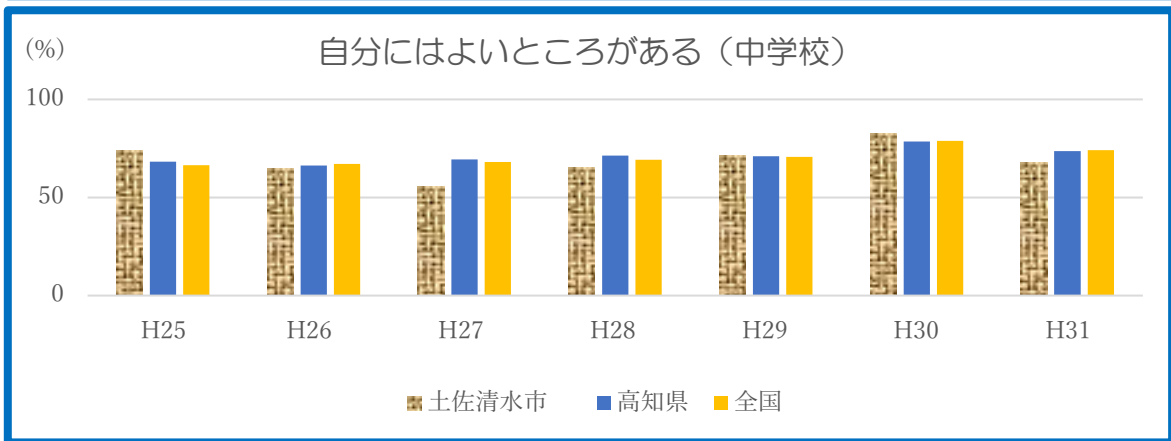
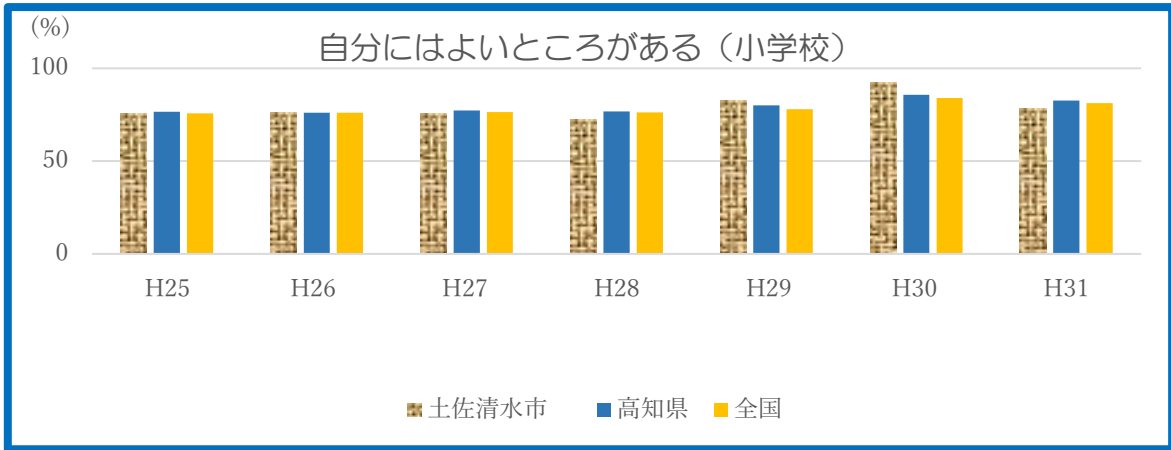


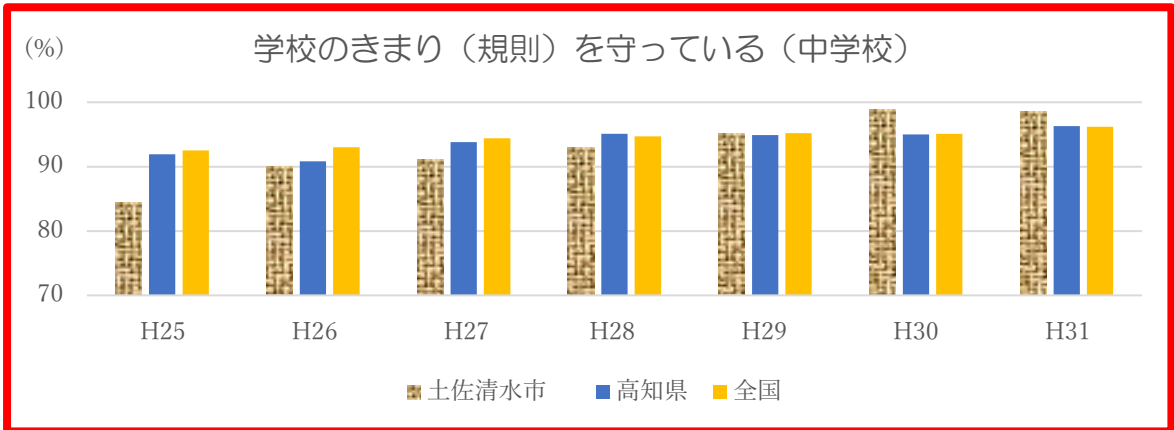
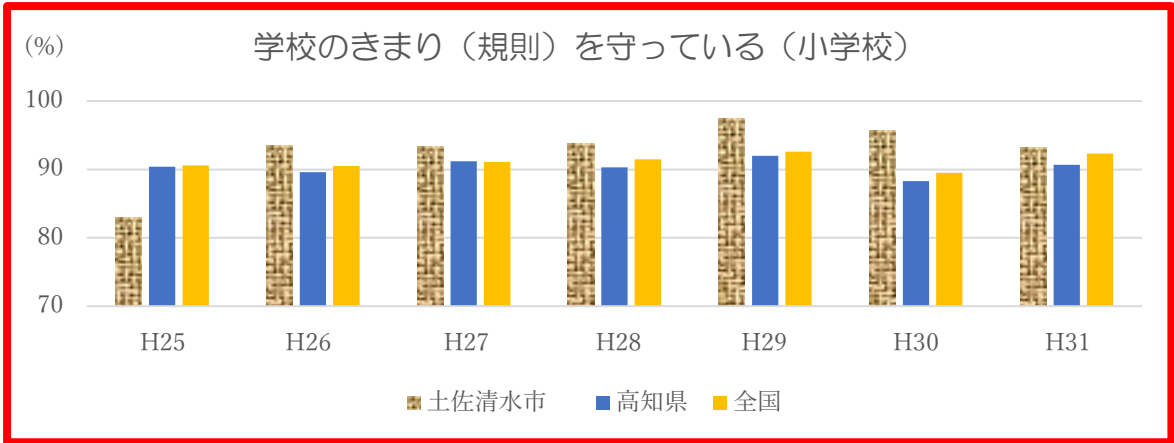
全国学力・学習状況調査における児童生徒質問紙の道徳性を問う意識調査結果は以下のようになっています。

「自分にはよいところがある」「将来の夢や希望を持っている」の問いについては、小学校は、高知県・全国とほぼ同様の結果が出ています。中学校は、年度によって多少の差はありますが同様の結果で、全体的には小学校より少し肯定的評価が下がっています。

「学校のきまり（規則）を守っている」の問いについては、小・中学校ともに、ここ数年、全国・県より高く、平成26年以降は、小中学校ともに90%以上の肯定的評価を得ています。決まりを守り落ち着いた学校生活を送っていることが伺えます。

また、この質問紙からは計れませんが、どの学校も委員会活動や挨拶など、児童会・生徒会を中心とした取組がよくできています。





体の分野



全国体力・運動能力、運動習慣等調査（小学5年・中学2年調べ）の結果は、以下のようになっています。（R元年度の結果より）

小学校については、ここ数年女子は上昇傾向にあり、「長座体前屈」以外は全国を上回っています。特に「ソフトボール投げ」は全国より5.9ポイント高いです。一方男子は、全体的に全国より低い結果でした。特に持久力に弱さが見られます。

中学校については、男子も女子も種目によって全国との比較に違いがあります。小学生男子の「50m走」は、全国より3.7ポイント低かったのですが、中学生は3ポイント高くなっています。しかし、「反復横跳び」5.2ポイント、「持久走」3.3ポイント低い結果でした。女子は、小学生の結果と同じく「ソフトボール投げ」が全国より4.6ポイント高いですが、「反復横跳び」2.1ポイント、「持久走」1.8ポイント、「立幅とび」3.1ポイント低い結果でした。総合的には、全国とほぼ同じ結果でした。



第2章 施策の基本方針

基本理念の実現に向けた取組の方向性・施策の基本方針

各基本方針、横断的取組の概要

具体的な対策・取組内容・到達目標

基本理念の実現に向けた取組の方向性・施策の基本方針

子どもの成長

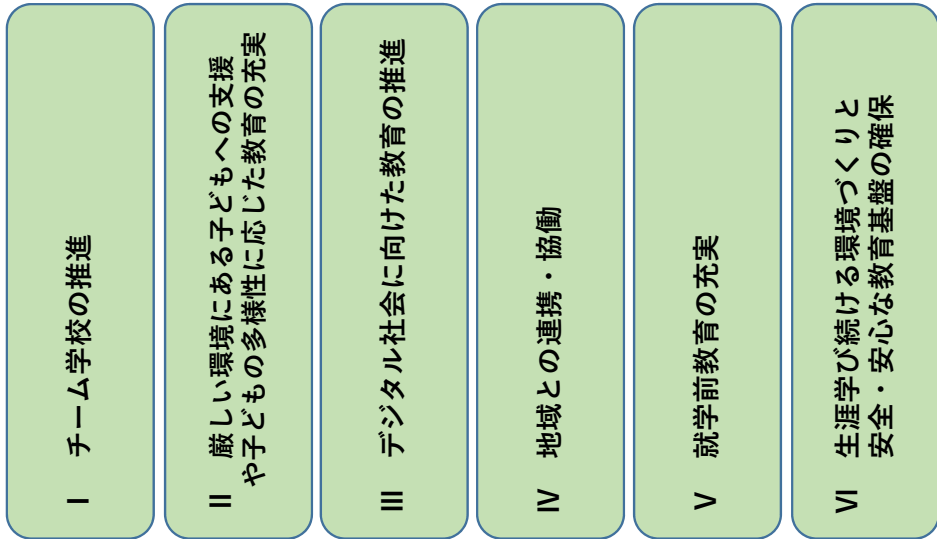


知・徳・体の調和のとれた生きる力

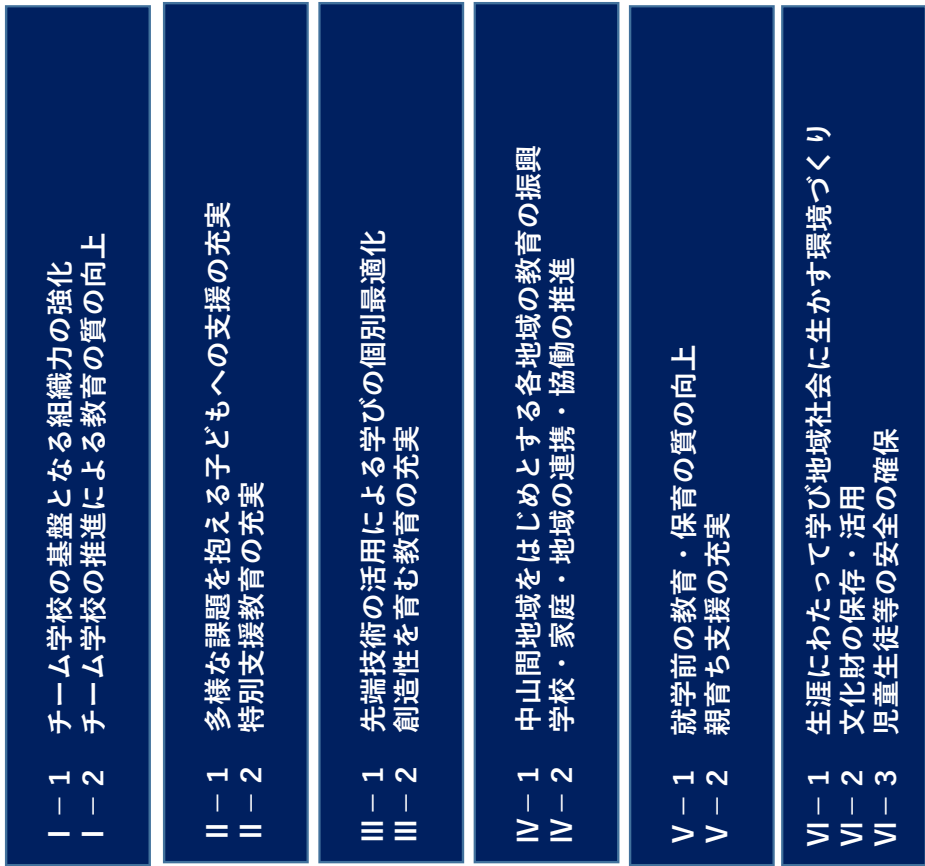
基本理念

ふるさとを愛し、ジョーン万スピリットを持って未来をきり拓く人づくり
 学ぶ意欲にあふれ、心豊かでたくましく夢に向かって羽ばたく子どもたち

6つの基本方針



6つの基本方針の実現に向けた施策



不登校への総合的な対応・学校における働き方改革の推進

基本方針Ⅰ

チーム学校の推進

今日、グローバル化の進展や人工知能の急速な進化、少子化の更なる加速による経済規模の縮小など、社会の様々な領域で急激な変化が進んでいます。それに伴い、学校を取り巻く課題も多様化、複雑化しており、本市においても、例外ではありません。

本市では、学力の向上や教育現場のICT環境の整備、特別支援教育の充実、不登校対策などを効果的に進めていくために土佐清水市教育振興基本計画Ⅱに基づき取り組んできました。最終年である令和2年度を迎え、土佐清水市教育振興基本計画Ⅱの検証を進めていく中で、多くの成果と共に新たな課題も見えてきました。それが、以下のようなことです。

各校では、校内研修等で学校長のリーダーシップのもと学校経営計画が作成され、全教職員でそれを共有し、学校教育目標の実現に向け、取組が進められています。しかしながら、学校経営計画を全教職員で共有はできているものの、管理職や一部の主任で作成しているという現状もあり、PDCAサイクルによる取組の進捗管理や検証、日常的に意識した教育活動が行われているとは言い難いというのが現実です。

また、本市では小学校の複式校が多く、複式授業の研究は今後も必須と言えますし、清水小・中学校においても、若年教員の比率が急激に高まってきている状況があります。メンター制や組織的なOJTを取り入れ、若年教員の資質・能力の育成に努めなければなりません。

このような課題を解決していくために、土佐清水市教育振興基本計画Ⅱで推進してきたチーム学校の取組を更に進め、学校において組織的に課題に対応し、協働的に学び合い、教育の質を高めていく取組を推進していきます。

基本方針Ⅱ

厳しい環境にある子どもへの支援や 子どもの多様性に応じた教育の充実

家庭における生活の困窮や、養育力・教育力の低下、養育者の価値観の多様化などから、学力の低下や、不登校、ネグレクト等をはじめとする虐待等、困難な状況に直面する子どもたちが増加傾向にあります。この中には家庭環境や学校生活等複合的な課題を抱える子どもたちも存在します。

また、地域コミュニティの希薄化等から、子育てについての悩みや不安を家庭

が抱えながらも、身近に相談できる相手がいないといった状況や、困難を抱えた親子が地域で孤立するという深刻な状況も生じています。

このため、すべての子どもたちが安心して学び、夢と希望を持ち続けて育つことができるよう就学前から保育所・幼稚園等と家庭や地域等との連携を図るほか、放課後等における学習の場の充実、地域全体で子どもを見守り育てる組織の推進、経済的負担の軽減等の取組を行いながら、厳しい環境にある子どもたちの課題解決に向け、相談支援体制の充実・強化を図ります。

特別支援教育についても、近年、特別支援学級に在籍する幼児児童生徒数の増加や、障害の状態の多様化が見られる中、教職員の専門性の向上や、より早期からの指導・支援の体制づくりが求められています。

このため、発達障害を含めたすべての障害のある幼児児童生徒の自立と社会参加に向けて、一人ひとりの子どもの障害の状態や発達段階、教育ニーズ等に応じた指導・支援の充実を図ります。

基本方針Ⅲ

デジタル社会に向けた教育の推進

技術革新が急速に進む中で、あらゆる分野においてデジタル技術の活用が加速化されています。教育分野においても例外ではなく、新しい技術の活用とともに、これまでの学校教育の在り方が大きく変化していかうとしています。

学習指導要領では、指導方法や指導体制の工夫改善により、「個に応じた指導」の充実を図るとともに、コンピューターや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整えることが示されています。同時に、「個に応じた指導」が「孤立した学び」に陥らないよう、探究的な学習や体験活動等を通じ、子ども同士で、あるいは多様な他者と協働しながら、よりよい学びを生み出すことも示されています。

GIGAスクール構想の実現により、全ての児童生徒が、新しい時代に対応するための基盤となる情報活用力や思考力等を身につけることができるよう、新たなICT環境の活用、少人数によるきめ細かな指導体制の整備を進め、教員一人ひとりの指導力の向上も図りつつ、デジタル社会に対応する人材の育成を図ります。

基本方針Ⅳ

地域との連携・協働

未来を担う子ども達を健やかに育むためには、学校、家庭、地域住民がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で教育に取り組む体制づくりを進めていくことが必要です。

また、少子高齢化や家庭の孤立化などの課題や家庭環境の多様化に伴い、子どもと向き合う余裕のない保護者や子育てに不安や悩みなどを抱えている保護者が多くいること、地域とのつながりの希薄化により地域が家庭や子どもを見守り支える機能が低下していることなどが指摘されています。

また一方では、子ども達に関わる問題は多様化・複雑化しており、学校や教職員だけでの対応には限界があります。

こうした状況を踏まえ、学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを見守り育てていく仕組みである地域学校協働本部の体制をより充実させ、さまざまな関わりを通して、子どもたちの生きる力や地域への愛着・誇りを育むとともに、地域コミュニティの核として魅力ある学校づくりを進めるためコミュニティスクールを導入し、地域との連携・協働を推進します。

基本方針Ⅴ

就学前教育の充実

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培い、「生きる力」を育てる重要な時期です。次世代の担い手である子どもたちが主体性と社会性を身につけ、確かな学力、豊かな心、健やかな身体をもった、心身ともに健康な人へと育つために就学前教育の充実が極めて重要です。

このために、全ての保育所・幼稚園等において、乳幼児期にふさわしい生活を展開し、経験を得られるよう、保育者は研修を積み、質の高い教育・保育の実践を目指します。また、小学校との円滑な連携・接続のためのシステムの構築や子育て中の家庭が孤立することがないように、気軽に相談できる場の確保や地域全体で支える体制づくり等、日常的な子育て、親育ち支援が確立することを目指し、就学前教育の充実を図ります。

基本方針Ⅵ

生涯学び続ける環境づくりと安全・安心な教育基盤の確保

全ての市民が多様な個性・能力を伸ばし、自己の人格を磨き充実した豊かな人生を主体的に切り拓くとともに、“誰もがいつでもどこでも”学習でき、また学習成果を適切に生かすことのできる社会の実現を目指すには、芸術・文化・スポーツなど生涯にわたって、それぞれの興味や目的に応じた学習機会が提供できる環境を整備していくことが重要です。

また本市では、少子・高齢化や過疎化、核家族化等を背景として、本市の社会教育活動を支える人材や団体の基盤が弱まってきています。社会・経済の変化による市民の新たなニーズに対応できる多様な学びの場の充実が求められています。

全ての世代に学習機会の創出を図り、他者と連携・協働しながら、地域の課題解決や地域振興を主体的に担うことのできる人材を育成するなど、子どもから高齢者まで市民一人ひとりが生涯にわたって学び続けられる環境整備を推進します。

また、子どもが安全・安心な環境で学び、様々な体験をし、充実した学校生活を送れるようにすることは、教育を行ううえで前提条件です。

そのためには、地域や関係機関と連携した学校内外における安全確保、サポート体制の充実を図るとともに、近い将来高い確率で必ず起こると言われている南海トラフ地震やさまざまな自然災害・事故、犯罪等から子どもの命を守り抜くため、地域の特性に応じた防災を中心とした安全教育や安全確保のための取組みの充実を図り、学校施設等の計画的な整備や、安全・安心な教育基盤の確保のための取組みを推進します。

横断的取組 1

不登校への総合的な対応

学校は不登校の未然防止を図るため、生徒指導の3つの機能を生かした授業づくりに努めてきました。しかしながら、本市においても不登校児童生徒の割合は高く、喫緊の課題となっています。

不登校児童生徒の背景や要因も複雑化、多様化してきており、学校だけでは対応できない状況です。本市においては適応指導教室の役割も大きく、ここで落ち着いて学習したり、ゆったり過ごしたりすることで学校に行けるようになった子どももいます。また、アウトリーチ型スクールカウンセラーの配置により、児童生徒はもとより、保護者、学校関係者にも適切な助言のもと、支援を行うことができつつあります。

今後も不登校の未然防止に向けて、児童生徒が「今日も学校が楽しかった」「明日も学校に来たい」と実感できる学校づくりを推進するとともに、早期発見・早期対応に努めます。

また、高知県教育委員会とも連携し、学校、土佐清水市教育センターとの三層構造での重層的な支援を推進します。

横断的取組 2

学校における働き方改革の推進

学校教育の中で効果的な教育活動を行うには学校における働き方改革が急務となっています。教員の長時間勤務の実態は、心身をむしばむ直接的要因とも言われ、全国的に深刻さを増しています。

令和2年4月、文科省で、「業務量の適切な管理に関する指針」が示されたことを受け、本市においても「教職員のサービスを監督する教育委員会が講ずべき措置」として、教育職員の在校時間の上限を規則として制定しました。

「子どものため」の使命感、教育者としての責任感から、学習指導や児童、生徒指導、保護者への対応、地域との交流等、学校や教職員の果たす役割は多岐にわたっています。

また、大量退職に伴う若年教員の増加、教育現場の新たなICT環境の活用、部活動の指導時間の増加等、文部科学省が実施した教育勤務実態調査でも「過労死ライン」とされる月80時間以上の超過勤務の教員が、小学校で全体の3割、中学校で6割存在していることが明らかとなっています。

本市では、清水小、中学校を除く5校において複式学級となっており、欠員学年がある場合は、変則複式での授業も行う等、2学年の教材研究を行うこととなります。

また、事務職や養護教諭は複数学校の兼務をする配置となることもあり、管理職の多忙化、特に教頭職の超過勤務が目立つ状況です。

こうした現状に対し、教員の肉体的、精神的な負担を軽減すると同時に、本来業務である授業改善や個々の児童、生徒に向き合う時間の確保等、限られた時間を有効に活用し、教育効果を十分に発揮できるよう、土佐清水市教育委員会と学校、地域が今まで以上に連携し、働き方改革に向け取り組みます。

基本方針Ⅰ

基本方針Ⅰ－1

チーム学校の基盤となる組織力の強化

対策Ⅰ－1－(1)		学校組織マネジメント力を強化する仕組みの構築
現状・課題	学校経営計画を共有はしてはいるものの、管理職や一部の主任で作成している現状もあり、PDCAサイクルによる取組の進捗管理や検証、日常的に意識した教育活動が行われているとは言い難い。	
主な取組		R6年度末の到達目標
①	県教委の「管理職等育成プログラム」を活用し、管理職の組織マネジメント力を育成していく。	学校評価書において「学力向上のための組織的な研修等の取組」の評定 3.2以上
②	全ての学校で全教職員が学校の目標や課題を共有し、参画して策定する「学校経営計画」に取り組む。	
③	学校事務の共同事務組織の充実を図り、学校事務職員が、その専門性を生かして積極的に学校経営に参画する。	学校事務の効率化が図れているかどうかの独自調査の肯定的評価 80%以上
④	学校現場の負担軽減のため、調査や照会、事業、研修等について精選を行うとともに、校務支援システム等ICT機器を活用し業務の削減や簡素化を図る。	
対策Ⅰ－1－(2)		教員同士が学び合い高め合う仕組みの構築
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校においては、小規模・複式校が多いことから複式授業の研究は必須である。中規模校は、若年教員が増えてきており、組織的なOJTと仕組みでいく必要がある。 ・中学校においては、「教科のタテ持ち」が軌道に乗ってきたところであるが、市内に1校しかないので情報交換する場がなく、教科の教材研究に弱さが見られる。 	
主な取組		R6年度末の到達目標
①	小・中学校において、若年教員をはじめとする教員の資質・指導力の向上を図るため、メンター制を取り入れたり、外部講師を招聘したりして、学習指導要領の求める授業改善に努める。	学習指導と学習評価の計画の作成に当たり教職員同士が協力し合っている小・中学校の割合（「よくしている」と回答した学校の割合） 小：50%以上 中：50%以上 かつ全国平均以上
②	中学校において、「教科のタテ持ち」の取組を実施し、教員同士の学び合いによる組織的・協働的な授業改善等の取組を推進します。	教科会週1回、教科長会月2回の実施率 100%

対策Ⅰ－１－（３）		地域との連携・協働の推進	
現状・課題	地域学校協働本部等の設置・導入が着実に進む中、保護者や地域の方が学校のさまざまな活動に参画する割合は増加しており、地域の大人と子どもたちとの交流が地域の活性化へのつながりも見られます。子どもたちに関わる課題が多様化・複雑化する中、学校だけでの対応には限界があり、地域ぐるみで子どもを見守り育てていく体制の一層の充実が求められます。		
主 な 取 組		R 6 年度末の到達目標	
①	地域とともにある学校づくりに向けて、保護者や地域住民等が学校運営に参画する取組であるコミュニティスクール（学校運営協議会制度）の導入を促進するため、学校への周知・啓発及び導入に向けた支援を積極的に行います。	コミュニティスクールを導入している小・中学校の割合 小:100% 中:100%	
②	地域住民等の参画による学習活動や部活動、学校周辺環境整備、登下校の安全確保、防災マップづくり等の地域課題解決学習、ふるさとについて学び考える郷土学習等のさまざまな地域学校協働活動を支援します。	保護者や地域の方が学校の美化、登下校の見守り、学習・部活動支援、放課後支援、学校行事の運営などの活動に参加している学校の割合（よく参加していると回答した割合） 小：70% 中：50%	
対策Ⅰ－１－（４）		外部・専門人材の活用の充実	
現状・課題	学校が抱える課題や教育に対するニーズが多様化するとともに、教員が対応する業務が多岐にわたり、多忙化が指摘されている中で、児童生徒一人ひとりに対して効果的な支援を行うためには、学校外の専門人材を活用しながらチーム学校として組織的に取り組んでいく必要があります。		
		R 6 年度末の到達目標	
①	課題を抱える児童生徒一人一人の状況に応じた支援の充実を図るため、市教育センターにおいてSC・SSWが積極的に働きかけを行う支援活動体制（アトリ-チ型）を整備します。	校内支援会において専門家の見立てを基に支援方法等が決定されている学校の割合 小：100% 中：100%	
②	各学校が実施する放課後等の補充学習を、基礎学力の定着や家庭学習習慣の確立など、個々の児童生徒の課題の解決に向けて計画的に実施できるようにします。	校務支援員配置により、放課後等における学習支援の実施校率 小：100% 中：100%	
③	学校に教員の専門性を必要としない業務に従事する校務支援員を配置し、業務負担の軽減を図ることで、教員がより児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備し、学校教育活動の充実につなげます。	子どもに向き合える時間や教材研究をする時間が増えたと感じる教員 80%以上	
④	教員の部活動指導にかかる負担を軽減し、生徒と向き合う時間を確保するため、専門的な指導ができる部活動支援員の派遣や、単独での部活動指導や学校外での活動の引率なども可能な部活動指導員の配置を進めます。	休日の運動部活の外部指導員への移譲率 25%	

対策Ⅰ－１－（５）		質の高い教員の確保・育成
現状・課題	経験の浅い若年教員の比率が急激に高まっている状況において、若年教員の資質・指導力の向上は、今後の教育水準の向上のために必要不可欠です。	
主 な 取 組		R 6 年度末の到達目標
①	若年教員の実践的指導力を育成するため、初任者から採用3年目までの若年前期に集中してOJT研修を実施します。また、学校組織の一員としての自覚を促し、組織運営に参加できるよう、学校組織マネジメントに関する研修への参加を推進します。	「高知県の教員スタンダード」の達成状況 3.2以上
②	中堅教員の実践的指導力及びチームマネジメント力の向上を図るため、主体的・対話的で深い学びを実現する授業づくりや、効果的なOJTの手法等に関する研修への参加を推進します。	中堅教員の「高知県教員育成指標」で求められる資質・能力を身につけるための「自己の達成規準」の達成状況 自己評価 3.1以上 校長評価 3.1以上

基本方針Ⅰ－２

チーム学校の推進による教育の質の向上

対策Ⅰ－２－（１）		教員の教科等指導力の向上<小・中学校>
現状・課題	組織的に授業改善に取り組む学校は増えてきているものの、学習指導要領に示されている主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善の実現には至っていない。	
主 な 取 組		R 6 年度末の到達目標
①	主体的・対話的で深い学びの視点を目指している「授業づくり講座」への参加を推奨し、教員が自ら学び続け、ともに高め合い、日常的に授業研究に取り組む風土づくりを推進します。	講師を招聘したり、授業づくり講座へ参加しての授業研究を実施している学校の割合 100%
②	児童生徒の英語によるコミュニケーション能力の向上を図るため、拠点となる学校にリーダー教員や専科教員を配置し、言語活動を中心とした授業モデルを発信していくことで教員の指導力を向上させるとともに、教員の英語力を高める研修の実施や県が作成した英語教育用教材の活用促進等により、授業改善を推進します。	英語の研究授業や公開授業を実施している学校の割合 100%

対策Ⅰ－２－（２）		規範意識や自尊感情など豊かな心を育む取組の充実
現状・課題	道徳科の授業の質的転換を図るための研修と道徳教育の推進により、児童生徒の道徳性（夢や志、思いやり、規範意識、公共の精神等）が高まっていますが、中学校の不登校が全国平均を上回る状況にあります。生徒指導上の諸課題の改善には、児童生徒が人権感覚を身につけたり、共感的な人間関係の中で自分を肯定的に捉えたりすることにより、規範意識や自尊感情を育むことが必要です。	
主 な 取 組		R 6 年度末の到達目標
①	全ての小・中学校において「考え、議論する道徳」が実践されるよう、授業の質的転換を図るとともに、参観日等における道徳授業の公開や副読本の家庭での活用など、学校、家庭、地域が一体となって道徳教育を推進します。	道徳参観日を実施している学校の割合 100% 道徳意識調査結果肯定的評価 80%以上
②	一人ひとりの人権が尊重される学校・学級づくりに向けて、「高知県人権教育推進プラン（令和2年改定版）」に基づき、教職員の人権感覚の向上を図るための研修の充実、転入職員へのフィールドワーク及び研修の実施や、実践の成果の普及などの取組を推進することにより、教育活動全体を通じた人権教育の充実を図ります。	一人ひとりの人権意識の向上を図る取組が組織的・計画的に進められている。 転入教職員地域学習会へ参加した割合 100%
対策Ⅰ－２－（３）		目的意識の醸成や社会性の育成に向けた取組の充実
現状・課題	児童生徒が学習に主体的に取り組むことに弱さがあり、主体性を養うために、児童生徒自身が自分の将来や学ぶことの意義について考える場面や、知的好奇心・探究心をもって主体的・協働的に問題を解決するような学習活動を多く取り入れることが必要です。社会生活を営むうえで基礎となる能力や態度が十分身につかないまま高等学校を卒業する生徒が一定数います。	
主 な 取 組		R 6 年度末の到達目標
①	社会人・職業人として自立するために必要な資質・能力を育むキャリア教育のさらなる充実を図るため、小・中学校を通じて、児童生徒が自身の成長や変容を自己評価できる「キャリア・パスポート」の活用を推進するとともに、副読本の活用や研修会の実施により、教員の指導力の向上を図ります。	キャリア・パスポート(キャリアシート)を活用している学校の割合 100%
②	③社会や政治に関心を持ち、主体的に社会に参画する意識や態度を育むための主権者教育や、生徒が自ら課題を発見し解決していく力を育成するため、地域と学校とが協働して地域の課題解決に向けた学習を行う地域協働学習など、生徒の主体的・探究的な学習のさらなる充実を図ります。	地域と学校が協働して地域の課題に向けた学習を実施している学校の割合 100%
③	社会で人と人とが関わりながら生きていくために欠かせないスキルを生徒に身につけさせるため、より良い対人関係を構築し集団行動を円滑に行うことを目指した活動やコミュニケーション能力の向上のための取組など、個々に応じたきめ細かな組織的な指導の充実を図ります。	中学3年生の4月段階での進路希望決定者の割合 100%以上

対策Ⅰ－２－（４）		生徒指導上の諸課題への組織的な対応・支援の強化	
現状・課題	学校においては、生徒指導上の諸課題への対応を図る校内支援会等が組織的に行われるようになってきましたが、未然防止の観点で組織的・計画的に取り組を進めていくことについては弱さがみられます。児童生徒の言動等の変化に教職員が気づけないことや、気づいていても組織で共有できずに対応が遅れてしまうことなどにより、問題が深刻化する場合があります。		
	主 な 取 組		R 6 年度末の到達目標
	①	開発的な生徒指導（子どもたちに内在する力や可能性を引き出す生徒指導）に組織的に取り組む実践研究を推進します。	「学校へ行くのが楽しい」肯定的回答 90%以上 Q-U学校生活満足群 65%以上
	②	校内支援会等を定期的に開催し、児童生徒ごとのリスクレベルを判断するとともに、SC・SSW等からの専門的な助言を取り入れた具体的な手立てを策定・共有し、組織的な対応を行うことを徹底します。	SC等が参加する校内支援会等を年2回以上実施している学校の割合 100%
	③	小・中学校に校務支援システム等を活用した児童生徒の情報収集や関係機関との調整等を担う不登校担当者を位置づけ、担当者を中心とした早期発見・早期対応の取組が行われるよう、学校の体制を強化します。	不登校担当教員を中心に、組織的な対応の取組ができている学校の割合 100%
④	各学校の「学校いじめ防止基本方針」に基づき、校内のいじめ対策組織を中心とした、いじめ防止、早期発見、早期対応の取組の徹底を図ります。また、「『高知家』いじめ予防等プログラム」の活用により、学校や保護者、地域、関係機関が連携した取組の充実を図ります。	「高知家いじめの予防等プログラム」を活用している学校の割合 100%	
対策Ⅰ－２－（５）		健康・体力の向上	
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校の体力・運動能力は全国水準を維持しているものの、持久力や柔軟性については全国平均を継続的に上回るまでには至っておらず、運動習慣も十分に定着しているとは言えません。 ・朝食欠食や睡眠不足、運動不足など、望ましい生活習慣の未定着から、肥満や痩身など、健康面に課題がある児童生徒の増加が見られます。 		
	主 な 取 組		R 6 年度末の到達目標
	①	体育・保健体育授業の質を向上させるために、体育授業の中核となる教員の育成や小学校体育専科教員の配置、外部指導者の派遣、指導主事等による訪問指導等を通して、授業改善の取組を推進します。	全国体力運動能力調査質問紙において「運動が好き」と肯定的回答をしている児童生徒の割合全国平均以上
	②	健康教育の中核となる教員の資質向上のための研修への参加を推奨するとともに、子どもが主体的に考え、健康的な生活を送るための理解を深め、正しい態度を養うために、健康教育副読本や外部講師を効果的に活用し、がん教育や性教育、食育など、家庭や地域と連携した健康教育の充実を図ります。	小児生活習慣病予防検診の結果に伴う保健指導を受けた児童生徒の割合 50%以下
③	早寝早起き朝ごはん運動を推進し、基本的な生活習慣の確立を目指す取組を推進します。	毎日朝食を食べる児童生徒の割合 95%以上	

対策Ⅰ－２－（６）		部活動の充実と運営の適正化	
現 状 ・ 課 題	生徒にとって望ましい部活動環境の構築と、学校における働き方改革の観点から、部活動の運営の適正化を図る必要があります。		
	主 な 取 組		R 6 年度末の到達目標
①	運動部活動の運営の適正化のため、「土佐清水市運動部活がドライン」及び「高知県立学校に係る運動部活動の方針」に基づく体制整備や、生徒の発達段階に応じた休養日や活動時間の設定など、望ましい運動部活動の推進を図ります。	部活休養日や活動時間を設定し、実施している部活動の割合 100%	

基本方針Ⅱ

基本方針Ⅱ－1

多様な課題を抱える子どもへの支援の充実

対策Ⅱ－1－(1)		保育所・幼稚園等と家庭や地域等との連携の充実	
現 状 ・ 課 題	<p>・家庭における生活の困窮や教育力の低下等を背景に、さまざまな課題を抱え、個別の支援が必要な子どもや家庭が増えています。</p> <p>・核家族化や少子化等により地域との関わりが薄れてきている中で、地域における見守りや細やかな支援の充実が求められています。</p>		
	主 な 取 組		R 6 年度末の到達目標
	①	<p>配慮が必要な保護者の子育て力の向上のため、家庭支援推進保育士等による個別の支援の充実を図り、保護者の子育てに対する自覚や意欲を高めます。</p>	<p>2か月に1回の家庭訪問や年3回以上の懇談会等を計画し、クラス担任保育士等と連携をとりながら実施する。</p>
②	<p>厳しい環境にある子どもが円滑に小学校に入学できるよう、主に5歳児とその保護者に対して、生活習慣や生活環境の改善に向けた助言や指導等を保育者とS S Wが連携して行う取組を支援します。</p>	<p>・ S S Wが月1回以上、保育所を訪問</p> <p>・ 子どもとその保護者に対し S S Wが相談・支援対応した割合 100%</p>	
対策Ⅱ－1－(2)		放課後等における学習の場の充実	
現 状 ・ 課 題	<p>・学力が未定着である子どもの中には、家庭における生活の困窮や教育力の低下などを背景に、学校以外での学習の機会が十分に与えられていない子どもも多くいます。</p>		
	主 な 取 組		R 6 年度末の到達目標
	①	<p>小・中学校における放課後等学習支援員の配置に対して支援を行うことで、学校が実施する放課後等の補充学習、基礎学力の定着や家庭学習習慣の確立など、個々の児童生徒の課題の解決に向けて計画的に実施できるようにします。</p>	<p>放課後児童クラブや放課後子ども教室等を実施している学校の割合 100%</p>
②	<p>放課後等の子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実を図るため、放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置を促進するとともに、学習習慣の定着や学ぶ意欲の向上につながる取組をはじめ、地域住民の参画を得た放課後等のさまざまな活動を支援します。</p>		

対策Ⅱ－１－（３）		相談支援体制の充実・強化	
現状・課題	子どもたちに関わる課題が複雑化・多様化する中で、生徒指導上の諸課題などの解決を図っていくためには、児童生徒をはじめ、保護者、教職員等の相談に広く対応できる体制の整備が必要です。		
	主な取組		R 6年度末の到達目標
①	課題を抱える児童生徒一人ひとりの状況に応じた支援の充実を図るため、市教育センターにおいてSC・SSWが積極的に働きかけを行う支援活動体制（アウトリーチ型）を整備します。	SC・SSWが関与（相談・指導・支援）した支援計画等が必要とされる児童生徒の割合 100%	
②	不登校児童生徒に対して、学校、教育センターによる重層的な支援体制を確立するとともに、児童生徒の多様な学びの場として、個に応じた指導・支援の充実を図ります。	SC・SSWと連携した取組が行われ、不登校児童生徒を取り巻く教育課題の改善につながっている。 適応指導教室対応 年間250日 SSWによる相談対応 年間150日	
対策Ⅱ－１－（４）		地域全体で子どもを見守り育てる組織の推進	
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭の厳しい経済状況等を背景に、子どもに向き合う余裕のない保護者や子育てに不安や悩みを抱えている保護者が多くいます。 ・子どもたちに関わる課題は多様化・複雑化しており、学校や教員だけでの対応には限界があります。 		
	主な取組		R 6年度末の到達目標
①	地域による子どもたちの見守り機能を強化するため、地域学校協働本部に、民生児童委員の参画を進めるとともに、厳しい環境にある子どもたちの見守り体制の強化を推進します。	厳しい環境にある子どもたちの見守り体制を強化するため地域学校協働本部の構成員に民生児童委員が活動に参画している割合 小：100% 中：100%	
②	放課後等の子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実を図るため、放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置を促進するとともに、学習習慣の定着や学ぶ意欲の向上につながる取組をはじめ、地域住民の参画を得た放課後等のさまざまな活動を支援します。	安心・安全な放課後の居場所づくりや学びの場を充実させるため全ての小学校へ放課後子ども教室の設置割合 100%（再掲）	
③	地域とともにある学校づくりに向けて、保護者や地域住民等が学校運営に参画する取組であるコミュニティスクールの導入を促進するため、学校への周知・啓発及び導入に向けた支援を積極的に行います。	市内小中全校へのコミュニティスクール導入率 小：100% 中：100%	
④	望ましい生活習慣に関する意識を高め、子どもたちが朝食の重要性を理解し、自分で食事を選択したり調理したりできるなどの実践力を育むために、地域のボランティアによる食事提供活動及び食育活動を支援し、食育を推進します。	毎日朝食を食べる児童生徒の割合 小：95%以上 中：95%以上	

対策Ⅱ-1-(5) 経済的負担の軽減	
現 状 ・ 課 題	厳しい経済状況の家庭が多く、高等学校への進学や就学のための経済的支援の継続が必要です。多くの保護者は経済的な負担を感じています。
主 な 取 組	
R 6 年度末の到達目標	
①	就学支援金の支給により、授業料の軽減を図るとともに、低所得世帯を対象に奨学給付金を支給することにより、教科書や教材費、学用品、PTA会費等の授業料以外の教育費の負担軽減を図ります。高等学校等の生徒に対して、成績基準がなく、貸与月額を選択できるなど、利用しやすい無利子奨学金の貸与を進めます。
	県立清水高等学校の2年生（保護者含む）に対して、奨学金制度の周知を図り、全員がその制度を認知している。

基本方針Ⅱ-2

特別支援教育の充実

対策Ⅱ-2-(1) 障害の状態や教育的ニーズに応じた指導・支援の充実	
現 状 ・ 課 題	<ul style="list-style-type: none"> 発達障害等特別な支援が必要な子どもの増加や障害の状態の多様化がみられる中、個々の状況に応じた適切な指導・支援の充実が求められます。 連続性のある「多様な学びの場」における学びの充実に向けて、特別支援学級担任等は、障害に応じた特別な指導を実施する教員として、より高い専門性が求められています。
主 な 取 組	
R 6 年度末の到達目標	
①	保育所・幼稚園の全ての保育者を対象に、特別な支援を要する子どもの理解を深めることをねらいとした研修を実施します。
	研修の実施率 100%
②	小・中学校において、発達障害等のある児童生徒への指導・支援の充実を図るため、教育事務所の特別支援教育地域コーディネーター等による訪問支援等により、校内の支援体制や個別の指導・支援の内容、校種間の引き継ぎ等について指導・助言を行うとともに、特別支援学級や通級による指導を担当する教員の専門性の向上に向けて、連絡協議会や研修会への参加を要請します。
	個別の指導計画が作成され、校内支援会等における情報共有のもと、組織的に指導・支援を実施している学校の割合 100%
③	発達障害等の特別な支援が必要な児童生徒への指導・支援を充実させるため、全ての教職員の専門性の向上に向けた研修を行います。
	専門的な外部講師等を招聘しての研修会や支援会を実施している学校の割合 100%

基本方針Ⅲ

基本方針Ⅲ－１

先端技術の活用による学びの個別最適化

対策Ⅲ－１－（１）		ICTやAI等の先端技術の活用
現状・課題	現在の学校教育は、理解が十分でない児童生徒と、学習内容を平易と感じる児童生徒が混在する中での一斉授業が原則であり、個々の習熟度に応じた最適な学習指導が難しい状況が見られます。	
主 な 取 組		R 6 年度末の到達目標
①	児童生徒の実態に応じた「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、タブレット端末等のICT機器を積極的に活用した指導・支援の充実に取り組みます。	授業等において、タブレット端末等のICT機器を効果的に活用していると回答した教員の割合 90%以上
②	生徒一人ひとりのつまずきや強みなど、個々の学習状況と理解度に対応した最適な個別指導の実現に向けて、動画やAI型ドリル教材等を活用した新たな指導方法の研究を行います。	動画やAI型ドリル教材等を活用した授業を実施している教員の割合 70%以上
対策Ⅲ－１－（２）		学校のICT環境の整備
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ ICTやAI等を活用した学習指導を推進するためには、児童生徒が自在に使用できるPC端末に加え、さまざまなインターネット教材等に一齐接続できる安定した情報通信基盤が必要ですが、各学校の整備状況には差が見られます。 ・ ICTを活用して教職員の業務の効率化等を図るため、統合型校務支援システムの効果的な活用を図る必要があります。 	
主 な 取 組		R 6 年度末の到達目標
①	教職員の成績処理や指導要録作成等の業務の効率化に加え、全校種間や学校間の情報共有と引き継ぎの徹底、児童生徒の学習指導や生徒指導にも活用するため、統合型校務支援システムを効果的に活用します。	成績処理や指導要録作成等に統合型校務支援システムを効果的に活用している学校の割合 100%

基本方針Ⅲ－２

創造性を育む教育の充実

対策Ⅲ－２－（１）		プログラミング教育の推進	
現状・課題	小学校におけるプログラミング教育（令和２年度から必修）の具体的な指導については、授業の実践事例が少ないことなどから、各学校における取組状況や教材の準備に差が見られます。		
主な取組		R 6年度末の到達目標	
①	各小学校においてプログラミング教育の推進役を担う全ての情報教育担当教員を対象に、タブレットを活用した模擬授業や教材を使ったPC操作体験等を通じて具体的な指導方法の理解を深める研修を実施し、全ての小学校での速やかな実践を推進します。	「高知県ICT活用ハンドブック」に掲げられた発達段階の目標を踏まえ、プログラミング教育を実践した学校の割合 100%	
対策Ⅲ－２－（２）		AI人材育成のための教育の推進	
現状・課題	・超スマート社会（Society 5.0）の支え手として、AI等の先端技術を活用し社会におけるさまざまな課題の解決や新たな価値の創造に活躍できる人材の育成が求められています。		
主な取組		R 6年度末の到達目標	
①	社会や政治に関心を持ち、主体的に社会に参画する意識や態度を育むための主権者教育や、生徒が自ら課題を発見し解決していく力を育成するため、地域と学校とが協働して地域の課題解決に向けた学習を行う地域協働学習など、生徒の主体的・探究的な学習のさらなる充実を図ります	授業等においてICTを効果的に活用していると回答した教員の割合 100%以上	
②	教員が日常的にICTを活用した教科指導を実践できる力を育成するため、ICTを効果的に活用した授業実践に関する研修への参加を推奨します。		

基本方針Ⅳ

基本方針Ⅳ－１

中山間地域をはじめとする各地域の教育の振興

対策Ⅳ－１－（１）		中山間地域における多様な教育機会の確保
現状・課題	中山間地域では、児童生徒数の減少に伴い、学校統合を余儀なくされている地域が増えてきています。中山間地域における特色ある学校づくりや地域の特色を生かした取組など、行政・学校・地域の連携・協働による各地域の教育振興が重要となっています。	
主 な 取 組		R 6 年度末の到達目標
①	中山間地域の教育振興を図るために、学校と地域との連携・協働によるチーム学校としての教育活動を充実させます。	コミュニティスクール導入率 100%
対策Ⅳ－１－（２）		県立高等学校再編振興計画の着実な推進
現状・課題	高等学校教育の内容の維持・向上に向けて、多様な教育活動ができる適正規模の学校の維持や魅力ある学校づくりが求められます。	
主 な 取 組		R 6 年度末の到達目標
①	清水高等学校の高台移転に伴う施設設備を着実に推進します。	R 6 年度開校
対策Ⅳ－１－（２）		県と土佐清水市教育委員会との連携・協働の推進
現状・課題	広域的な課題などについて県教育委員会と土佐清水市教育委員会が、それぞれの責任と役割を果たしながら、連携・協働して教育水準を向上させていく必要があります。	
主 な 取 組		R 6 年度末の到達目標
①	高知県教育委員会と土佐清水市教育委員会の施策の方向性を合わせ、連携・協働した取組を推進していきます。	地域アクションプラン推進事業の実施の事業検証結果において目標達成できた割合 100%

基本方針Ⅳ－２

学校・家庭・地域の連携・協働の推進

対策Ⅳ－２－（１）		地域全体で子どもを見守り育てる取組の推進	
現 状 ・ 課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てに不安や悩み、負担感や孤立感を抱える保護者が多くいますが、地域の教育力の低下に伴い、支え合いの仕組みが弱くなっています。 ・子どもたちに関わる課題は多様化・複雑化しており、学校や教員だけでの対応には限界があります。 		
	主 な 取 組		R 6 年度末の到達目標
	①	学校と地域が連携・協働し、地域ぐるみで子どもたちを見守り育てる地域学校協働本部の取組を推進し、地域住民等の参画による学習活動や部活動、学校周辺環境整備、登下校の安全確保、防災マップづくり等の地域課題解決学習、ふるさとについて学び考える郷土学習等の地域学校協働活動を行います。	保護者や地域の人が学校の美化、登下校の見守り、学習・部活動支援、放課後支援、学校行事の運営などの活動に参加している学校の割合（よく参加していると回答した割合） 小：70% 中：50%
	②	地域による子どもたちの見守り機能を強化するため、地域学校協働本部への民生・児童委員の参画を進めるとともに、厳しい環境にある子どもたちの見守り体制を強化した「高知県版地域学校協働本部」への展開を推進します。	高知県版地域学校協働本部の仕組みを構築した学校 100%(継続)
	③	放課後等の子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実を図るため、放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置を促進するとともに、学習習慣の定着や学ぶ意欲の向上につながる取組をはじめ、地域住民の参画を得た放課後等の活動を行います。	安心・安全な放課後の居場所づくりや学びの場を充実させるため全ての小学校へ放課後子ども教室の設置割合 100% 【再掲】
④	地域とともにある学校づくりに向けて、保護者や地域住民等が学校運営に参画する取組であるコミュニティスクールの導入を促進します。	市内小中全校へのコミュニティスクール導入率 小：100% 中：100%	
対策Ⅳ－２－（２）		家庭教育への支援の充実	
現 状 ・ 課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てに不安や悩み、負担感や孤立感を抱える保護者が多くいます。 ・保護者の不規則な生活習慣による子どもたちへの影響が指摘されています。 		
	主 な 取 組		R 6 年度末の到達目標
	①	教育行政、学校、保護者が、協働して地域の子どもたちを取り巻きさまざまな課題に対応していくため、PTAの研修会等を開催することにより、課題を共有する場を設け、PTAの具体的な活動につなげていきます。	PTA研修会、交流活動の実施数 年3回以上
	②	保幼小中高の連携した活動が、多くの保護者の参画を得て活性化するよう、取り組みます。	保幼小中高の連絡会、交流活動等の実施 年3回以上
③	保育所・幼稚園等において、良好な親子関係や子どもへの関わり方、望ましい生活習慣の重要性等について保護者の理解を深めるための学習会等を開催し、保護者の子育て力の向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・子育ての専門性をもった講師を招聘し、講演会を年1回以上実施 ・保育にたずさわる者が受講できるような体制づくり参加率 60%以上 	

基本方針Ⅴ

基本方針Ⅴ－１

就学前教育・保育の質の向上

対策Ⅴ－１－（１）		保育所保育指針・幼稚園教育要領等に沿った指導方法の徹底
現状・課題	・保育所・幼稚園等において、園内研修等を実施し、保育の質の向上を目指していますが、課題もあり、更なる保育所保育指針・幼稚園教育要領等(H29～)を踏まえた教育・保育の実践に努めます。	
主 な 取 組		R 6 年度末の到達目標
①	保育所保育指針・幼稚園教育要領等を踏まえ、保育者に求められる資質や保育所・幼稚園等で実践すべき具体的な指導方法、保護者支援に向け、資質向上を目指し、研修等に取り組みます。	ガイドラインを活用した話し合い 年3回
②	管理職が明示する園の経営方針や教育・保育目標を全職員が共有したうえで、保育所保育指針等に基づいた教育・保育がチームとして実践されるとともに、よりよい実践につながる「保育所・幼稚園等における園評価」を活用した研修を推進します。	園評価を活用して、研修を期ごとに行う。
③	保育所・幼稚園等における特別な支援を要する子どもへの対応力の向上を図るため、保育所・幼稚園等の全ての保育者を対象に、特別な支援を要する子どもの理解を深めることをねらいとした研修を実施します。	研修計画の中に、特別な支援を要する子どもの理解を深めることをねらいとした研修を位置づけ、保育者が子ども理解を深め、対応力の向上につながる。
対策Ⅴ－１－（２）		保幼小の円滑な連携・接続の推進
現状・課題	ほとんどの小学校区で、保幼小の円滑な接続に向けた接続期カリキュラムの作成が進んだ一方で、子どもの経験や育ちをつなぐ組織的・計画的な保幼小の連携・接続が十分に行われていません。	
主 な 取 組		R 6 年度末の到達目標
①	保幼小の接続がうまくしているかどうかを検証するために、お互いの保育や授業を見合ったり定期的な連絡会を持つシステムを構築します。	保幼小の連絡会の際に、それぞれの接続カリキュラムを用いた話し合いができる 100%
②	厳しい環境にある子どもの保護者に対して、関係機関と連携した支援を行うため、保育所・幼稚園等への支援や小学校への円滑な接続への支援等を行うコーディネーター等の配置を拡充します。	・あすなろネットワークの開催 年4回 ・関係機関のコーディネーターの育成支援に努め、連携した取り組みを推進する。
③	厳しい環境にある子どもが円滑に小学校に入学できるよう、主に5歳児とその保護者に対して、生活習慣や生活環境の改善に向けた助言や指導等を保育者とSSWが連携して行う取組を支援します。	SSWが保育園を訪問し、相談支援対応を行う 月1回

基本方針Ⅴ-2

親育ち支援の充実

対策Ⅴ-2-(1)		保護者の親育ち支援力の強化	
現状・課題	保育所・幼稚園等において、親育ち支援の必要性について保育者の理解は進んできたため、日常的・継続的な実践を継続・強化していきます。		
主 な 取 組		R 6 年度末の到達目標	
①	保育者が、保護者への関わり方や子育てに関する情報提供の仕方などについて理解を深め、組織的・計画的に支援を行うことができるよう、「親育ち地域別交流会」を活用し、親育ち支援力向上のための研修を充実させます。	<ul style="list-style-type: none"> ・親育ち支援における園内の研修計画作成率 100% ・親育ち支援担当者の配置率 100% 	
対策Ⅴ-2-(2)		保護者の子育て力のための支援の充実	
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・核家族化や厳しい経済状況等を背景に、子どもと十分に向き合うことが難しい保護者や、子育てに不安や悩みを抱えている保護者が多くいます。 ・保護者の生活習慣の乱れが子どもの基本的な生活習慣の未定着につながっている場合が多くあります。 		
主 な 取 組		R 6 年度末の到達目標	
①	より多くの保護者に良好な親子関係についての理解を広げるため、就学時健診等の機会をとらえた講話の実施や、園の行事等と合わせた保護者研修の計画的な実施などにより、参加しやすい環境を整えとともに、保育者と保護者の円滑なコミュニケーションや相互理解をより深める取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・各保育園が工夫を凝らし、保護者を対象とした子育ての研修会を企画・運営する 100% 	
②	子どもとの関わり方や乳幼児期からの望ましい生活習慣の重要性について、保護者の理解を促進するため、保育所・幼稚園等が行う保護者を対象とした学習会の開催や、基本的な生活習慣の定着に向けた取組を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・夜9時までに寝る幼児の割合 90%以上 	

基本方針VI

基本方針VI-1

生涯にわたって学び地域社会に生かす環境づくり

対策VI-1-(1)		知の循環型社会を目指した生涯学習・社会教育の推進	
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育を担う団体や人材の確保が難しく、民間や大学との提携もできにくい環境にあります。 ・地域の課題解決に生かせる学びや、さまざまな理由で適時に学ぶことができなかった方の学び直しなど、市民の多様な学びのニーズに応える必要があります。 		
	主な取組		R6年度末の到達目標
	①	公民館が多くの市民の生涯学習施設として活用できるよう、市民のニーズに対応した運営に努めます。また、社会教育施設間の連携を強化し、利用調整や情報共有の強化に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館講座受講者数 1,000人 ・市民図書館の図書の貸出冊数 55,000冊
対策IV-1-(2)		多様なニーズに対応した教育機会の提供	
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・進路未定のまま中学校を卒業した方や高等学校を中途退学した方、さまざまな理由により義務教育を受けられなかった方、本国で義務教育を受けていない外国籍の方など、必要な時期に十分に学ぶことができなかった方がいます。 ・高等学校中途退学等により社会的に自立することに困難な事情を抱えている若者がいます。 		
	主な取組		R6年度末の到達目標
	①	進路未定のまま中学校を卒業又は高等学校を中途退学した方や、ニートやひきこもり傾向にある若者に対し、就学や就労に向けた支援を行います。	社会的自立に困難を抱える若者を一人でも多く関係機関へつなげることにより、就学・就労等による社会的な自立が実現している。 支援した若者の進路決定率 50%以上

基本方針Ⅵ-2

文化財の保存・活用

対策Ⅵ-2-(1)		計画的な文化財の保存・活用の促進
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・過疎化、少子・高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等が防止しないように努めています。 ・文化財の保存と継承を図るため、文化財をまちづくりに生かしつつ、地域社会総がかりでその継承に取り組む必要性が増してきています。 ・土佐清水市教育委員会所蔵文化財等（民具・埋蔵文化財）を学校教育の中でも利活用できる仕組みを整えています。活用率が低い状況です。 	
	主な取組	R6年度末の到達目標
①	地域社会総がかりで文化財の継承に取り組むため、土佐清水市文化財保存活用地域計画を策定をします。また、文化財を保存し後世に伝えるとともに、その価値についての理解を深めるため、計画的な調査と文化財指定等を行います。	市広報での文化財普及啓発記事の掲載割合 80% 市ホームページでの文化財普及啓発（月1回の歴史文化財便りを発行） 48回発行 文化財審議委員と連携して文化財調査を進め、指定文化財登録数(市史跡) 90件
②	あしずり遍路道の国史跡を目指し、段階的に調査を実施し、地域や学校等、その保存と活用を図ります。	あしずり遍路道保存会等と連携し、学校での授業や一般者向けの教養講座を開催 学校での授業：年間3校 教養講座：12回以上 あしずり遍路道上の石造物を地図に落としその銘文を記録調査図面化完成率 80%

基本方針Ⅵ-3

児童生徒等の安全の確保

対策Ⅵ-3-(1)		防災を中心とした安全教育・安全管理の充実
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ地震が発生した際には、本市に甚大な被害をもたらされることが懸念されています。また、台風や大雨等による気象災害が激甚化しており、本市でも被害が懸念されています。 ・交通事故や不審者事案等、いつ・どこで・だれに起こるかわからない危険に対して、安全教育を更に充実させる必要があります。 	
	主な取組	R6年度末の到達目標
①	子どもたちがいかなる状況下でも自らの命を守り抜くとともに、安全で安心な生活や社会を実現するために主体的に行動できる力を身につけられるよう「高知県安全教育プログラム」に基づく防災を中心とした安全教育を一層推進します。	防災アドバイザー派遣事業や実践的防災教育推進事業を継続する。
②	登下校時の安全確保に向けて、子どもたち自身に、危険予測・回避能力を身につけさせる安全教育を実施するとともに、地域や保護者、関係機関等と連携した学校安全の取組の強化・充実を図ります。	学校安全プログラムを活用した安全教育の実施 朝の交通安全見守り運動の実施 月1回以上

③	子どもたちの発達の段階に応じた交通安全教育を実施するとともに、「高知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」（平成30年10月19日条例第52号）に基づき、子どもたちの自転車ヘルメット着用を促進するなど登下校時の自転車の安全で適正な利用の促進を図ります。	年1回の交通安全教室を実施している学校 100% 登下校時の児童生徒のヘルメット着用率 100%
対策Ⅵ-3-(2) 南海トラフ地震の災害に備えた施設設備の推進		
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ地震の発生による大きな被害が懸念され、また、台風や大雨、土砂災害等の気象災害も頻発する中、施設への被害を最小限に止め、子どもたちの安全・安心を確保する必要があります。 ・地域の避難所に指定されている学校施設等について、発災後も避難所として機能を維持できるように、非構造部材等の耐震対策が必要となっています。 	
主 な 取 組		R 6 年度末の到達目標
①	南海トラフ地震を想定した防災対策として、初動における安全性を確保するため、窓ガラスの飛散防止措置が十分でない学校に対して、窓ガラス飛散防止の充実を図る等、学校施設の防災対策に取り組みます。	窓ガラスの飛散防止措置等、学校施設の防災対策ができていない学校 100%
対策Ⅵ-3-(3) 長寿命化改修など教育施設の計画的な整備の推進		
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・築年数が40年を超える土佐清水市教育委員会所管の公共施設あり、早期の老朽化対策が課題となっています。 	
主 な 取 組		R 6 年度末の到達目標
①	児童生徒等にとって安全、安心で快適な教育環境を保持するため、「高知県立学校施設長寿命化計画」に基づき、築40年を経過している学校施設の改修等に取り組みます。	休校施設の安全確保に努め、利活用及び廃校について毎年調査・検討する。

横断的取組 1

取組 1 - (1)		不登校の未然防止と初期対応
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒理解に基づいた学級経営、授業づくりを、組織的・協働的に進めていく必要があります。 ・教員の不登校に対する認識や不登校対応の知識、経験が十分でない場合があります。 ・学校における初動体制の仕組みや不登校支援に必要な情報収集など、系統立った対処方法が十分に確立されていない場合があります。 	
主 な 取 組		R 6 年度末の到達目標
①	未然防止の取組や校内支援会の実施など、不登校に対する組織的な取組を学校経営計画に位置付け、P D C A サイクルを回し、学校全体で組織的に取り組みます。	不登校に対する組織的な取り組みを学校経営計画に位置付けている学校の割合 100%
②	児童生徒に社会の中で多様な人々と互いに尊重し合う社会性や他者への思いやりや規範意識などの道德性を育むため、教育活動全体を通じて道德教育、人権教育を進めます。	道德教育、人権教育の全体計画を策定し、学校経営計画に位置づけて取り組んでいる学校 100%
③	開発的な生徒指導（子どもたちに内在する力や可能性を引き出す生徒指導）に組織的に取り組む実践研究を推進します。	「学校に行くのが楽しい」肯定的回答 90%以上 Q-Uアンケート学校生活満足 65%以上【再掲】
④	「『高知家』いじめ予防等プログラム」における児童生徒対象の「自己肯定感育成プログラム」や「人間関係づくりプログラム」の組織的・計画的な実施やソーシャルスキルトレーニングなど社会で必要なコミュニケーション能力や社会性を育む取組を通して、児童生徒の自尊感情や人間関係を築く力を育てます。	「高知家いじめ予防等プログラム」を活用している学校の割合 100% 【再掲】
⑤	学校等の相談支援体制の充実・強化を図るため、S C ・ S S W の効果的な活用を推進するとともに、ニーズや課題にあわせた重点配置や就学前の子どもや保護者に対する助言や指導等を保育者と連携して行う取組を支援します。	生徒指導上の諸課題等の未然防止や改善につながっている。 就学前の子どもやその保護者の生活習慣や生活環境の改善等が図られ、円滑な小学校への入学につながっている。
⑥	S C ・ S S W 等で組織する校内支援会等を定期的開催し、児童生徒ごとのリスクレベルを判断するとともに、S C ・ S S W 等からの専門的な助言を取り入れた具体的な手立てを策定・共有し、組織的な対応を行うことを徹底します。	S C ・ S S W を活用した校内支援会を実施している学校の割合 小学校100% 中学校100%

取組1 - (2)		社会的自立に向けた支援の充実
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・学校において外部の専門人材を効果的に活用した組織的な支援体制を強化していくことが必要です。 ・不登校児童生徒やその保護者が気軽に安心して相談できる環境を十分に整える必要があります。 ・学校以外の関係機関等において、不登校児童生徒の社会的自立に向けた個別支援を更に充実させる必要があります。 ・ひきこもり傾向にある児童生徒やその保護者等に対して、積極的に専門的な支援をするための学校外の体制強化を図る必要があります。 	
主 な 取 組		R 6 年度末の到達目標
①	相談支援体制の充実・強化を図るため、SC・SSWを配置し、効果的な活用を推進するとともに、ニーズや課題にあわせた重点配置を進めます。また、課題を抱える児童生徒一人ひとりの状況に応じた支援の充実を図るため、市教育センターにおいてSC・SSWが積極的に働きかけを行う支援活動体制（アトリーチ型）を整備します。	SSW（年間150日）、アトリーチ型SC（年間34日）の活用により、相談支援体制の充実・強化が図られ、不登校児童生徒等が抱える諸課題の解消につながっている。
②	児童生徒の状況に応じた適時適切な支援が行われるよう、各学校において専門人材を活用した効果的な校内支援会を実施するとともに、必要に応じて市教育センターや福祉、医療等の関係機関と連携して児童生徒の支援を行う仕組みづくりを推進します。	SC・SSWを活用した校内支援会を実施している学校の割合 小学校100%以上 中学校100% 関係する機関の連携した取り組みにより支援体制が構築され、効果的、適切な対応へとつながっている。
③	個々の児童生徒の状況に応じて、ICTを活用した学習指導や進路指導など、適時適切な支援の充実を図ります。また、教育センターの受け入れを推進するとともに、放課後の多様な学びの場や体験活動の機会の充実を図ります。	対象児童生徒が、安心して過ごすことができ、また気軽に相談できる場として適応指導教室が利用され、個別支援等の充実により、社会的自立が可能となっている。適応指導教室の開設（9:00～16:00 年末年始・土日祝祭日を除く）
④	進路未定のまま中学校を卒業又は高等学校を中途退学し、社会的自立に困難を抱える方々に対し、「若者サポートステーション」につなぐことや就学や就労に向けた支援を行います。	「若者サポートステーション」利用者の進路決定率 50%以上

横断的取組2

取組 2 - (1)		学校組織マネジメントの向上と教職員の意識改革	
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・統合型校務支援システムが導入されましたが、システムが十分活用できていない学校があります。 ・教職員一人ひとりがこれまでの働き方を見直し、勤務時間を意識して限られた時間の中で計画的・効率的に業務を行おうとする意識を持つことが必要です。 		
主 な 取 組		R 6 年度末の到達目標	
①	学校現場における統合型校務支援システムを活用した勤務時間管理の徹底を図るとともに、定時退校日や最終退校時刻、学校閉校日の設定等の取組を更に促進します。	定時退校日や最終退校時刻の設定をしている学校 100%	
取組 2 - (2)		業務の効率化・削減	
現状・課題	部活動がドラインに沿った取組の実施や研修等の見直しなど、教職員の負担軽減や学校の業務改善を図る取組の実施によって一定の成果は見られるものの、長時間勤務の抜本的な改善には至っていません。		
主 な 取 組		R 6 年度末の到達目標	
①	統合型校務支援システムの効果的な活用を促進することにより、指導要録や学習評価等の電子化や教材等の情報共有など、校務に係る業務の効率化・削減を図ります。	時間外在校等時間が月45時間以内の教員の割合 100%	
②	長時間勤務の要因であり、負担感が大きいとされる部活動について、県や市の部活動がドライン等に沿った休養日や活動時間等の適正な計画を立て、実施します。		
③	学校行事や業務の精選、効率化、縮減に向けた取組を行います。		

取組 2 - (3)		専門スタッフ・外部人材の活用	
現 状 ・ 課 題	専門スタッフ・外部人材を活用することで、教員の負担感の軽減や個々の児童生徒への指導・支援の充実につながっています。		
主 な 取 組		R 6 年度末の到達目標	
①	教員の業務負担の軽減を図り、児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備し、学校教育活動の充実につなげるため、教員の専門性を必要としない業務に従事する校務支援員の配置拡充を図ります。	校務支援員配置により、子どもに向き合える時間や教材研究をする時間が増えたと感じる教員 80%以上 【再掲】	
②	教員の部活動指導にかかる負担を軽減するために、専門的な指導ができる部活動支援員や、単独での部活動指導や学校外での活動の引率なども可能な部活動指導員の配置拡充を図ります。	運動部活の外部指導員への移譲率 25% 【再掲】	
③	心理や福祉に関する専門的な見地から学校・教員を支える S C や S S W 等を配置し、子どもや保護者等が不安や悩みを相談できる体制を構築し、充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒や保護者に対する支援の充実や的確な見立てが進み、教職員や悩みも解消され、生徒指導上の諸課題等の未然防止や改善につながっている。 ・児童生徒・保護者・教職員が S C ・ S S W から相談支援を受けている割合 小中学校100% 	
④	地域の人材活用による学習支援員を配置し、放課後や長期休業期間に実施する補充学習を行います。	放課後や長期休業期間に実施する補充学習に地域の方が支援員として参加している学校の割合 100%	

《用語について》

- ◎**SC**（スクールカウンセラー）：教育機関において心理相談業務に従事する心理職専門家の職業名。
- ◎**SSW**（スクールソーシャルワーカー）：福祉相談業務に従事する福祉職専門家であり、その中でも教育機関に就く者のこと。
- ◎**ソーシャルスキルトレーニング**：人が生きていく上で必要となる、人間関係やコミュニケーションに関わる「技術」「技能」のこと。
- ◎**Q-Uアンケート**（QUESTIONNAIRE-UTILITIES）：楽しい学校生活を送るためのアンケート。児童・生徒一人ひとりについての理解と、より適切な支援をするための補助ツール。
- ◎**OJT**（On-the-Job Training）：職場の上司や先輩が、部下や後輩に対し具体的な仕事を与え、その仕事を通して、仕事に必要な知識・技能・態度などを意図的・計画的に指導し育成すること。
- ◎**PDCA**：P（Plan：計画）D（Do：実行）C（Check：評価）A（Act：改善）この4段階を継続的に繰り返すことによって、業務改善すること。
- ◎**GIGAスクール構想**：児童生徒向けの1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子ども達を誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された創造性を育む教育を、全国の学校現場で持続的に実現させる国の政策。
- ◎**キャリアパスポート**：小・中・高校生が学習や学校生活の目標を設定し、達成度を自己評価するもの。
- ◎**メンター制**：職場における人材育成法の一つ。知識や経験の豊かな先輩職員（メンター）が後輩職員（メンティー）を指導・助言し育成すること。
- ◎**若者サポートステーション**：働くことに悩みを抱える若年無業者をサポートし、職業的自立を促すために設置された相談窓口の名称。

土佐清水市教育振興基本計画推進・点検委員会設置要綱

(設置)

第1条 土佐清水市教育振興基本計画(以下「計画」という。)の推進に当たり、事業内容の進捗状況等について意見を聴くため、土佐清水市教育振興基本計画推進・点検委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項について意見を述べるものとする。

- (1) 計画に盛り込んだ施策の実施状況や進捗状況に関すること。
- (2) 施策の見直しに関すること。
- (3) その他計画の推進のために必要な事項に関すること。

(構成員)

第3条 委員会は、別表に掲げる教育関係者及び市職員をもって組織し、教育委員会が委嘱、又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、次期教育基本計画策定委員会が設置されるまでの期間とする。ただし、任期の途中で委嘱又は任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員のうちから互選により決定する。

3 委員長は、会議を総理し、委員会の会議(以下「会議」という。)の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じて委員長が招集する。ただし、最初の会議は、教育委員会が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局こども未来課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)土佐清水市教育振興基本計画推進・点検委員会

区 分	人 数	内 訳
教育委員会	1名	教育長
学校教育関係者	2名	小学校・中学校各1名
就学前教育関係者	1名	保育園長代表
生涯学習課	1名	課長 又は 課長補佐
教育センター	2名	所長 又は 教育研究所主任研究員
こども未来課	1名	課長 又は 課長補佐
事務局	1名	指導主事

土佐清水市教育振興基本計画Ⅲ 策定委員会

	弘田 浩三	教育長
委員長	岡崎 哲也	清水中学校長
副委員長	舛市 司	幡陽小学校長
委員	坂本 りか	下ノ加江保育園長
	網師本真理	清水中学校教頭
	田中 聡子	清水小学校教頭
	田村 五鈴	生涯学習課長
	池内 正樹	生涯学習課長補佐
	田村 公利	市史編纂室長
	亀谷 幸則	教育センター所長
	勝間 康人	教育研究所主任研究員
	橋本 雅代	教育研究所研究員
	伊藤 牧子	こども未来課長
	和泉 文	こども未来課長補佐
事務局	永野美華子	こども未来課指導主事

令和3年3月発行

土佐清水市教育振興基本計画Ⅲ

発行：土佐清水市役所 こども未来課

発行年月日：令和3年3月

〒787-0392 高知県土佐清水市天神町11-2

TEL 0880-82-1116